

令和6年12月24日
教育政策・生涯学習部
学 校 教 育 部

区立学校における会計事故の発生について

1 事故の概要

(1) 相手方 11社（別紙のとおり）

(2) 事故内容

区立学校にて令和5年度中に購入した物品の代金、修繕にかかった代金など計11件、合計金額536,436円について、事務職員（都費行政系職員）が支払いを怠り、未払いとなっていることが発覚した。

支払いの遅延が発覚後、学校に予算を分割している教育委員会事務局各担当課において、支出処理を行い、令和6年12月3日をもって、全相手方へ請求額の支払いが完了した。

(3) 事故発生の経緯

令和6年8月26日に、相手方1社から学校健康推進課へ、当該校へ納品した物品の代金未払いについて相談があり、翌27日に同課から当該校へ事実確認を依頼するとともに、関係者に聞き取りを行うなど調査をしていた。

また、同月27日より当該事務職員が病気休暇を取得したことから、9月17日以降、当該校に事務処理を担う代替職員2名を配置したところ、当該代替職員が未整理の請書兼請求書などの財務関係書類を相当数発見した旨の連絡が教育委員会事務局にあった。これを受け、教育委員会事務局より当該校から全ての取引先事業者に対し、支払い状況の確認調査を行うよう指示したところ、代金未払いの可能性がある事業者が複数あることがわかった。

この報告をもとに、学校に予算を分割している教育委員会事務局各担当課が、代金未払いの可能性がある各事業者に対して、連絡・確認を行ったところ、別紙のとおり計11社に未払いがあることを確認した。

2 事後の対応

(1) 支出処理の対応

①事故発覚後、当該校及び教育委員会事務局各担当課より相手方には謝罪を行い、未払いとなっている請求金額の支払いを順次行った。

②請書の契約条項第14条第1項から第3項に基づき、代金請求の日から30日を支払期日とし、または請書兼請求書の契約条項第14条第1項から第3項に基づき、検査合格の日から30日を支払期日とし、支払期日を経過した日から支払い完了までの日数について、年2.5パーセントの割合で計算した遅延損害金を支払うこととなっている。

③相手方11社のうち3社からは遅延損害金の受領を辞退（債権放棄）する旨の申し出及び書面による提出があったことから、相手方8社に対して、未払い案件ごとに計算した遅延損害金を支払う予定である（遅延損害金合計額：10,500円）。

（2）職員の対応

当該事務職員が11月25日に職場へ復帰したため、今回の支払期日までに支払いを怠ったことについて、現在、当該事務職員へ事実確認を行っている。

3 事故発生の原因

この間の当該事務職員、校長、副校長への聞き取りから、当該事務職員が相手方からの請求があったにもかかわらず、支払期日までに支払い手続きを怠ったこと、支払いに関する進捗管理を適切に行っていなかったことが判明した。

また、校長、副校長より当該事務職員に対して、支払い行為の必要な案件がないか、定期的に声かけは行っていたが、確実に支払いが行われたことについて正しく把握できていなかった。

4 今後の再発防止

当該校の収支命令者である校長、検査員である副校長、事務職員に対し、金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識し、適正な事務処理を行うよう指導した。

また、校内での支出状況の進行管理の徹底について、区立小・中学校の全校長にあらためて周知し、進捗管理表などをもとに発注から支出完了までを適正に管理するなど、全校の事務職員へ当該事故を踏まえた会計事務の適正な処理について説明するとともに研修等の機会を捉えた適正な事務執行の指導や予算分割元課による各学校の支払状況や予算執行率等の確認など、再発防止に取り組む。

5 教職員への対応

今回の事故は、教育委員会事務局としても重く受け止めており、当該校の教職員の処分については、事実確認の結果などを踏まえ、厳正に対処していく。